

議第 1 1 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により，訴えの提起について，平成 2 9 年 8 月 1 7 日次のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

1 相手方

呉市安浦町三津口字高須 3 2 6 番地の 1 9
株式会社ゆうとびあセトウチ
代表取締役 伊藤 健士

2 電気料金相当額（訴訟物の価額）

6, 3 3 6, 6 5 9 円

3 請求の要旨

相手方は，呉市に対し，未払の電気料金相当額を支払うこと。

4 請求の原因

相手方は，グリーンピアせとうちの電気需給契約の解約以降，指定管理者の指定の取消日時まで電気を使用したので，呉市が同施設に係る電気料金として支払った金額に相当する額について支払を求めたが，納期限までに支払わなかった。そこで，呉市は，相手方に対し，督促等を行ったが，これにも応じず，もはや自発的に納付する意思が認められないと判断されるので，相手方に対し，当該未払の電気料金相当額の支払を求め，裁判所に訴えを提起する必要がある。

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

（提案理由）

裁判所に訴えを提起するため，地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので，同条第 3 項の規定により，この案を提出する。